



北原八重子

微力ではございますが、長年住んでいる富士見町の教育に役立てるように務めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

新教育委員を紹介します

12月22日任期満了により鈴木清委員が退任し、12月23日付で北原八重子委員が就任しました。

【任期】

令和3年12月23日から令和7年12月22日までの4年間

北原さんは諏訪地方の学校で勤務され、教頭、校長を歴任。その後、町の家・教育相談員やフレンドリー教室指導員としても務めていただき、現在も学校のボランティア活動等に携わっていただいております。

長野県社会教育研究大会

11月29日、長野県総合教育センター（塩尻市）で「令和3年度長野県社会教育研究大会」が開催されました。この大会は県内の社会教育委員および社会教育関係者等が一堂に会し、社会教育活動の成果や課題などについて情報交換するとともに社会教育委員としての資質の向上と社会教育・生涯学習の振興を図る大会です。

昨年度の分科会での発表に引き続き、今年度は全体会で富士見町社会教育委員の会代表の赤坂行男さんが「地域の資源を生かした活動」をテーマに『富士見てしごと組』の設立に向けた過程と活動の事例発表を行いました。

参加者からは「考察・分析をしっかりとしているのが素晴らしい」等、好意的な意見をいただきました。



英語でオンライン交流

町内3小学校の6年生が、佐久穂町の佐久穂小学校6年生と英語でのオンライン交流を行いました。

境小学校では、2、3人ずつのグループに分かれ、初対面の佐久穂小の相手に英語で自己紹介や質問をしました。好きなアニメやスポーツ、教科などお互いにいろいろな質問をし合い、相手の答えに「Me too!」「Good!」など笑顔で反応し、会話を楽しんでいました。相手の言葉を一生懸命聞こうとしたり、答えたりする意欲的な姿が見られました。「つながる」ことの楽しさを感じられた時間でした。



子育てヒント集「家庭教育手帳」

文部科学省では、家庭での教育を応援するために「家庭教育手帳」を作成しています。家庭での教育やしつけに役立つ情報を分かりやすく紹介しています。

【「家庭教育手帳」の種類】

子どもの年齢に合わせて、3種類の「家庭教育手帳」があります

お読みいただき、ぜひ子育てのヒントにしてみてください。文部科学省ホームページに掲載されています。



【乳幼児編】



【小学生（低学年～中学年）編】



【小学生（高学年～中学生編）

[https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/katei/main8_a1.htm]

「教育のまち・子育てのまち・学び続けるまち富士見」を目指して

富士見町

教育委員会だより

第194号

令和4年2月1日発行
富士見町教育委員会編集
☎62-9235
kodomo@town.fujimi.lg.jp

2月
定例教育委員会
2月9日(水)
午前9時40分～
役場2階 教育長応接室

子どもに関する
なんでも相談
月曜日～金曜日
午前8時30分
～午後5時15分
☎62-9233
家庭・教育・子育て
相談員

2月20日
(第3日曜日)は
家庭の日・
家庭読書の日
引き続き、感染防止
対策の徹底と慎重な
行動をお願いします。



給付金の申請はお済みですか？

問 富士見町教育委員会 子ども課 子ども支援係 ☎62-9237

《子育て世帯生活支援特別給付金》

支給対象者

以下の要件を両方とも満たす方（※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く）

- ①令和3年3月31日時点で18歳未満の児童（特別児童扶養手当を受給している場合は20歳未満の児童および令和4年2月末までに生まれた新生児を含む）を養育する父母等
- ②令和3年度住民税（均等割）が非課税世帯の方または令和3年1月以降令和4年2月までの収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方（家計急変者）

支給額 児童1人あたり 50,000円

給付金の支給手続き

- ◆令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当受給者で住民税非課税の方は、**申請不要**です。（すでに対象の方への給付金の支給手続きを完了しています）
- ◆上記以外の方
 - ・給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
 - ・高校生のみを養育している非課税の方には、町から申請書類を郵送していますので、ご確認いただき、申請してください。
 - ・家計急変者の方は、郵送または直接、子ども支援係へ申請してください。
 - ・申請様式は、町ホームページに掲載しています。

申請期限 令和4年2月28日（月）※必着

《子育て世帯への臨時特別給付金》

支給対象者

- ①令和3年9月分の児童手当（特例給付を除く）の受給者（令和4年3月31日までに出生した新生児の児童手当の受給者を含む）
- ②令和3年9月30日において高校生相当の年齢の方を養育する方で、その方の前年の所得額が児童手当の所得制限限度額未満相当の方

支給額 児童1人あたり 100,000円

給付金の支給手続き

- ◆児童手当受給者（公務員を除く）の方は、**申請不要**です。（すでに対象の方への給付金の支給手続きを完了しています）
- ◆上記以外の方（高校生のみを養育している方および公務員）
 - ・給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
 - ・該当の方へ申請書類を送付していますので、ご確認いただき、申請してください。

申請期限 令和4年3月31日（木）※必着



※いずれの給付金も申請期限を過ぎると給付金を受け取れなくなりますので、ご注意ください。